

今後のパートタイム労働対策に関する意見募集について（案）

近年、パートタイム労働者が増加し、パートタイム労働が我が国の経済社会に欠くことのできないものとなる中で、パートタイム労働を良好な就業形態としていくことが一層重要となっている。

こうしたなか、このための検討を行ってきた「パートタイム労働研究会（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の参集した研究会）」の報告がこの7月に公表され、また、「今後のパートタイム労働対策」について、現在、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会雇用均等分科会において、必要な調査審議が行われている。

今般、同分科会は、同分科会での検討の参考とするため、以下の要領により、広く意見を募集する。

[意見募集要領]

1 対象

別紙の論点を参考に、パートタイム労働対策に関する意見を募集する。

2 募集期間

平成14年10月〇日～平成14年11月10日（必着）

3 提出先及び提出方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課に、次のいずれかの方法により提出する。

（1）電子メール tanjikan@mhlw.go.jp

（2）郵送 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課

4 記入事項

（1）氏名又は団体（代表者の氏名を含む）の名称

（2）個人・団体の別

（3）意見

※「今後のパートタイム労働対策について」と明記の上、意見提出する。

※ 個人又は団体の住所及び団体の連絡担当者の氏名の記入を求めるが、これらについては公表しない。

5 その他

（1）本要項については、厚生労働省ホームページに掲載する。

（なお、技術事項は追って検討。ホームページ掲載上のパート研報告につきリンク）

（2）提出された意見は、氏名又は団体の名称、個人・団体の別と併せて、原則として、労働政策審議会雇用均等分科会の場において配付し、公表する。

（3）提出された意見に対して個別の回答はしない。

別紙

〔パートタイム労働に関する論点〕

1 パートタイム労働者と正社員との賃金等処遇の均衡を図るための「均衡処遇ルール」の

(1) 内容、対象とする範囲等そのあり方について

(2) 社会的に普及推進させていく方策について

どのように考えるか。

2 企業、労働者双方のニーズに応じた柔軟な雇用システムを構築するため、

(1) 正社員とパートタイム労働者との行き来ができる仕組みを社会的に普及させていく上で、「短時間正社員制度」を政策的に広げていくことについて

※ 短時間正社員

通常の労働時間で働く正社員に比べて、1週間の所定労働時間は短い、同様の役割・責任を担い、同様の能力評価や賃金決定方式の適用を受ける労働者。

(2) パートタイム労働者の能力開発、就業支援を図ることについて

どのように考えるか。

3 パートタイム労働者の就業に影響を及ぼしているその他の問題（税制、社会保険制度など）についてどのように考えるか。

(参考) パートタイム研究会最終報告のポイント

- 1 短時間就業など柔軟で多様な働き方が広がっていくのは時代の流れ。主に男性が若年、壮年期に集中的に働く社会から、女性、高齢者も含め幅広い社会構成員がライフステージに応じてゆとりを持って働く社会へ変化。
- 2 ただ、平成9年～13年にかけて、正社員が170万人減少する一方で、パート等非正社員は200万人増加。コスト削減要請の下で、正社員からパート等への代替が加速しているのが実態。正社員雇用の入り口が狭まり、若年者雇用問題等にも波及。
- 3 背景として、パートの基幹化が進んでいるにも関わらず処遇や雇用保障が働きに見合ったものになっていない現実がある。
- 4 今後、多様な働き方が「望ましい」形で広がっていくためには
 - ① 部分的にパートの処遇改善をするのではなく、正社員の働き方・処遇も含めた雇用システム全体の見直しの中で、正社員、パートに関わらず、「働きに見合った処遇」とすることへの労使の合意形成が必要。
 - ② さらに、日本の実情に合った「日本型均衡処遇ルール」の確立や「多様な働き方の行き来ができる仕組み」の醸成、「社会保険制度の適用拡大」が重要。
- 5 これらのことは、少子化の下での社会の支え手の確保に寄与。また、子育て後の魅力ある再就職の道を開くことにより、少子化抑制にも寄与。

[意見公募様式] (A4 タテ、意見は全体で2枚以内)

今後のパートタイム労働対策について

I 個人の氏名又は団体の名称 (代表者の氏名を含む)

II 個人又は団体の別に応じ、下記のいずれかに記入して下さい。

(1) 個人

1) パート社員 2) 常用フルタイム社員 3) その他

(2) 団体

1) 労働組合 2) 労働団体 3) 企業 4) 使用者団体 5) その他の団体

III 意見内容

-1-

注) 上記事項は分科会で公表します。ただし、上記 I の氏名・名称の記載がないもの、今後のパートタイム労働対策に関する意見が記載されていないものについては、公表いたしません。

-2-

以下の記入をお願いします。なお、以下の※については公表はいたしません。

- ※ 個人の住所
- ※ 団体の住所
- ※ 連絡担当者の氏名